

人力資源社会保障部、外交部、公安部、文化部

「外国人の入国短期業務任務完遂に関連する手続手順(試行)」

外国人のビザ条件が細分化

トランザクションバンキング部

2014年11月6日、人力資源社会保障部、外交部、公安部、文化部は連名で『外国人の入国短期業務任務完遂に関連する手続手順(試行)』公布に関する通知(人社部発[2014]78号、以下略称「78号通知」)を公布しました。2015年1月1日から施行されています。

「78号通知」は、外国人の不法就労に対する管理の一環と言われており、運用上問題が多かったビザの種類に対して、外国人の中国での90日以内の短期業務に関する規定を明確にしたものです。

1. 「78号通知」の内容

中国において外国人が取得する必要があるビザの中で主なものにZ・M・Fビザがあります。

【図表1: 外国人ビザの種類(国务院令 第637号 中華人民共和国外国人入国出国管理条例より)】

ビザ種類	詳細
Zビザ	中国国内で業務を行う者に対して発行されるビザ(就労)
Mビザ	入国して商業貿易活動を行う者に対して発行されるビザ(商用)
Fビザ	交流、訪問、視察等の活動に従事する者に対して発行されるビザ(訪問)

「78号通知」では、外国人の中国における90日以内の滞在に対して、状況に応じてそれぞれ以下図表2のZ・M・Fビザを取得する必要があると新たに規定しました。

【図表2: 各ビザの取得が必要な状況】

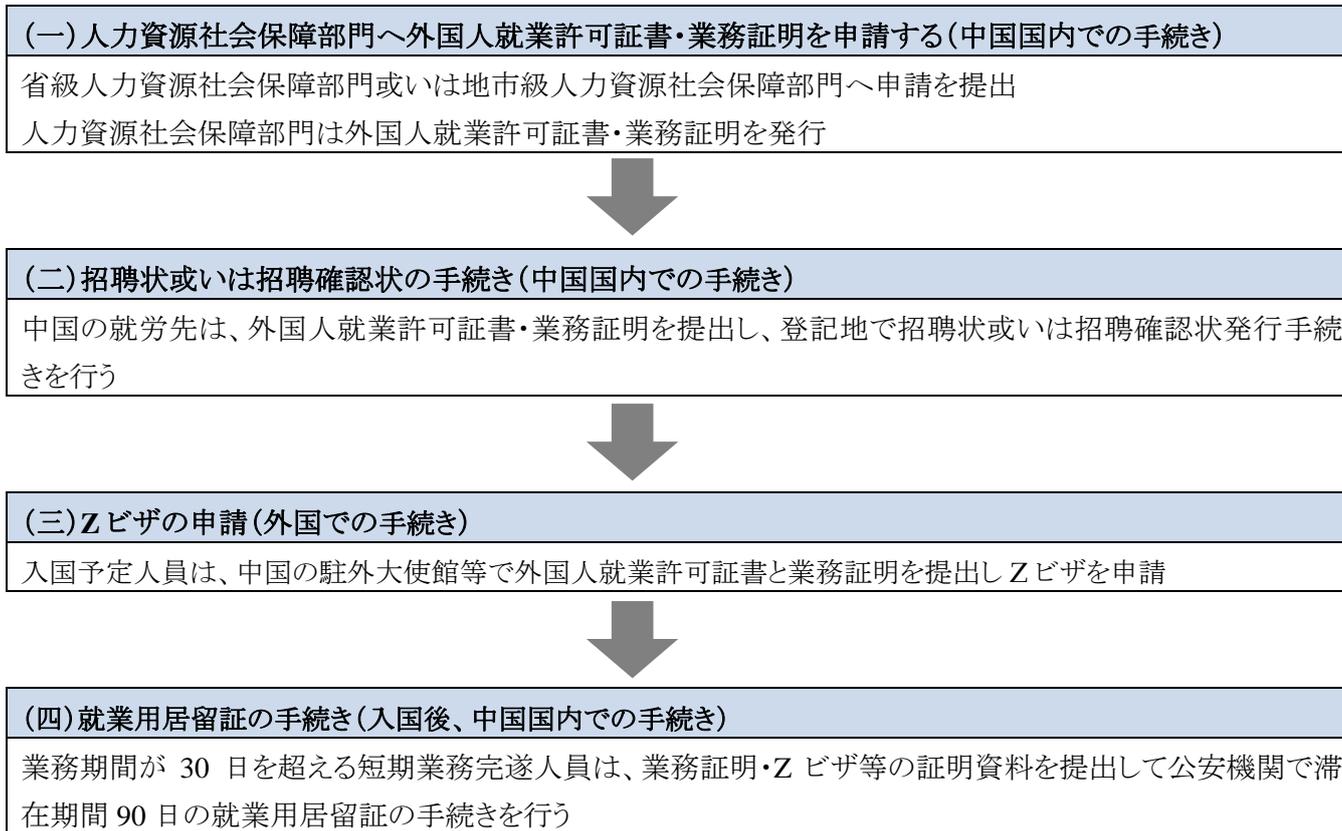
ビザ種類	状況
Zビザが必要 (短期業務任務完遂 と見做す)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 域内協働先での技術、科学研究、管理、指導等の業務完遂 2) 域内体育機構での適性検査(コーチ、選手を含む) 3) 映画撮影(コマーシャル、記録映画を含む) 4) ファッションショー(レースクイーン、出版広告撮影等を含む) 5) 渉外営業性公演への従事
Mビザが必要 (短期業務任務完遂 と見做さない)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 購入した機器設備に関連するメンテナンス、取り付け、試運転、解体、指導と研修を行う場合 2) 域内で落札したプロジェクトに対する指導、監督、検査を行う場合 3) 域内分公司、子会社、代表処へ派遣されて短期業務を完遂する場合 4) スポーツ競技に参加する場合(選手、コーチ、チームドクター、マネージャー等の関連人員を含む。但し国際体育組織の要求に基づき、中国主管部門の批准を経て、登記カードを持参して入国し競技に参加する状況を除く)
Fビザが必要 (短期業務任務完遂 と見做さない)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 入国して無報酬業務に従事する或いは域外機構が報酬を提供するボランティア等 2) 文化主管部門が批准文書上に“渉外営業性公演”と明記していない場合

滞在期間が90日を超過する場合については、短期業務任務完遂と見做されない場合でも『外国人の中国就業管理規定』に基づいて手続を申請する必要があります。

短期業務任務完遂と見做された外国人の入国には図表3の手続きが必要となります。

また、駐在目的で取得した長期Zビザとは異なり、当該短期Zビザは業務証明に明記された期限を延長することはできません。

【図表3: 短期業務任務を完遂する外国人の入国申請手続き】



2. 今後の影響

中国は従来より、「一般旅券を所持する日本、シンガポール、ブルネイ3カ国の国民が、中国へ観光、商用、親族知人訪問或いは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以内であればビザが免除され、外国人向けに開放された空港、港から入国できる。」として、日本国民等に対してビザ免除措置を実施しており(在日本中国大使館ホームページより)、「78号通知」施行後も当該免除措置に変更は無いと言われています(在中国日本国大使館ホームページより)。

実際の業務において、短期業務任務の完遂と見做される業務と見做されない業務の線引きには不明点も多いですが、適切なビザを取得していないと不法就労とされるため、短期で中国に出張する外国人はどのビザを取得すべきかとの問題が生じると考えられます。

在中国日本国大使館は、中国の大使館や総領事館等中国側に個別に確認することを勧めており、実務的な対応については注意が必要です。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>人力资源部社会保障部、外交部、公安部、文化部关于印发《外国人入境完成短期工作任务的相关办理程序（试行）》的通知 (人社部发〔2014〕78号)</p> <p>各省、自治区、直辖市人力资源社会保障厅（局）、外事办公室、公安厅（局）、文化厅（局），各驻外使馆、领馆、处、驻香港、澳门公署：</p> <p>为做好《中华人民共和国出境入境管理法》和《外国人入境出境管理条例》等法律法规的贯彻实施工作，进一步规范外国人在中国就业行为，人力资源社会保障部、外交部、公安部、文化部联合制定了《外国人入境完成短期工作任务的相关办理程序（试行）》（以下简称《办理程序》）。现印发给你们，请认真执行。</p> <p>各级人力资源社会保障、外事、公安、文化等部门应按照《办理程序》为入境完成短期工作任务的外国人办理相关手续。对于未按《办理程序》办理相关手续入境及不按工作证明所列事项从事短期工作的外国人，公安机关将按非法就业查处。各部门要逐步完善各项管理制度，加强协调配合，强化信息沟通，为入境完成短期工作任务的外国人提供便利。</p> <p>《办理程序》自2015年1月1日起执行。请各部门抓紧做好执行前的各项准备工作。外国人在中国短期工作证明（中英文）和外国人短期工作信息表、外国人演出信息表电子模板另行发放。</p> <p>附件：外国人入境完成短期工作任务的相关办理程序（试行）</p> <p style="text-align: right;">人力资源社会保障部 外交部</p>	<p>人力资源部社会保障部、外交部、公安部、文化部の『外国人の入国短期業務任務完遂に関連する手続手順（試行）』 公布に関する通知 (人社部発〔2014〕78号)</p> <p>各省、自治区、直辖市の人力资源社会保障厅(局)、外事弁公室、公安厅(局)、文化厅(局)、各駐在大使館、領事館、代表処、駐香港、マカオ公署：</p> <p>『中華人民共和国出国入国管理法』と『外国人入国出国管理条例』等の法律法規の実施を適切に行い、さらに外国人の中国での就業行為をルール化するために、人力资源社会保障部、外交部、公安部、文化部が共同で『外国人の入国短期業務任務完遂に関連する手続手順（試行）』（以下略称『手続手順』）を制定した。ここに公布する、真摯に執行すること。</p> <p>各級人力资源社会保障、外事、公安、文化等の部門は『手続手順』に基づいて入国して短期業務任務を完遂する外国人の関連手続を行わなければならない。『手続手順』に基づいて関連入国手続を行っていない、及び業務証明に記載されていない短期業務に従事する外国人は、公安機関が不法就労として処理する。各部門は徐々に各項目の管理制度を改善し、協調協力を強化し、情報交換を強化し、入国して短期業務任務を完遂する外国人へ利便性を提供する。</p> <p>『手続手順』は2015年1月1日から執行する。各部門は執行前の各項目準備業務をしっかりと適切に行うこと。外国人の中国短期業務証明(中英文)と外国人短期業務情報表、外国人公演情報表の電子ひな型は別途公布する。</p> <p>附属資料：外国人の入国短期業務任務完遂に関連する手続手順（試行）</p> <p style="text-align: right;">人力资源社会保障部 外交部</p>

<p>公安部 文化部 2014年11月6日</p>	<p>公安部 文化部 2014年11月6日</p>
<p>附件 外国人入境完成短期工作任务的相关办理程序（试行）</p> <p>一、外国人入境完成短期工作任务，指因下列事由入境，且在境内停留不超过90日的： （一）到境内合作方完成某项技术、科研、管理、指导等工作； （二）到境内体育机构进行试训（包括教练员、运动员）； （三）拍摄影片（包括广告片、纪录片）； （四）时装表演（包括车模、拍摄平面广告等）； （五）从事涉外营业性演出； （六）人力资源社会保障部门认定的其他情形。</p> <p>二、以下情形不视为完成短期工作任务： （一）购买机器设备配套维修、安装、调试、拆卸、指导和培训的； （二）对在境内中标项目进行指导、监督、检查的； （三）派往境内分公司、子公司、代表处完成短期工作的； （四）参加体育赛事的（包括运动员、教练员、队医、助理等相关人员。但根据国际体育组织要求，经我国主管部门批准，持注册卡入境参赛等情况除外）； （五）入境从事无报酬工作或由境外机构提供报酬的义工和志愿者等； （六）文化主管部门在批准文书上未注明“涉外营业性演出”的。</p> <p>具有（一）（二）（三）（四）情形，且停留时间不超过90日的，应当申请办理M字签证； 具有（五）（六）情形，且停留时间不超过90日的，应当申请办理F字签证。</p>	<p>附属資料 外国人の入国短期業務任務完遂に関連する手続手順（試行）</p> <p>一、外国人の入国短期業務任務完遂とは、以下の事由で入国し、かつ域内滞在が90日を超えないものを指す： （一）域内協働先での技術、科学研究、管理、指導等の業務完遂 （二）域内体育機構での適性検査（コーチ、選手を含む） （三）映画撮影（コマーシャル、記録映画を含む） （四）ファッションショー（レースクイーン、出版広告撮影等を含む） （五）涉外営業性公演への従事 （六）人力資源社会保障部門が認定するその他の状況</p> <p>二、以下状況は短期業務任務完遂とは見做さない： （一）購入した機器設備に関連するメンテナンス、取り付け、試運転、解体、指導と研修を行う場合 （二）域内で落札したプロジェクトに対する指導、監督、検査を行う場合 （三）域内分公司、子会社、代表処へ派遣されて短期業務を完遂する場合 （四）スポーツ競技に参加する場合（選手、コーチ、チームドクター、マネージャー等の関連人員を含む。但し国際体育組織の要求に基づき、中国主管部門の批准を経て、登記カードを持参して入国し競技に参加する状況を除く） （五）入国して無報酬業務に従事する或いは域外機構が報酬を提供するボランティア等 （六）文化主管部門が批准文書上に“涉外営業性公演”と明記していない場合</p> <p>（一）（二）（三）（四）の状況を有し、かつ滞在期間が90日を超えない場合、Mビザを申請しなければならない； （五）（六）の状況を有し、かつ滞在期間が90日を超えない場合、Fビザを申請しなければならない。</p>

三、前述第一条、第二条第(一)、(二)、(三)、(五)项所列人员每次入境停留时间超过90日的, 均应按照《外国人在中国就业管理规定》申请办理相关手续。入境从事季节性劳务、短期劳务按有关规定执行。

四、入境进行短期营业性演出的外国文艺表演团体、个人应持有文化主管部门出具的批准文书及在中国短期工作证明(以下简称工作证明); 入境完成其他短期工作任务的, 应持有人力资源社会保障部门颁发的外国人就业许可证书(以下简称许可证书)及工作证明。

工作证明登记项目包括: 持有人国籍和姓名、工作内容、工作地点、工作期限、签发日期等。

五、短期工作人员申请入境工作应按下列程序办理:

(一) 申请工作许可

1、申请人力资源社会保障部门许可证书及工作证明

境内合作方拟邀请外国人入境从事短期工作的, 应向省级人力资源社会保障部门或者其授权的地市级人力资源社会保障部门提出申请, 并提交以下证明材料:

(1) 境内合作方登记证明、组织机构代码(均为复印件);

(2) 中外双方合作协议、项目合同等;

(3) 拟入境人员简历;

(4) 有效护照或其他国际旅行证件(复印件);

(5) 申请完成专业技术工作任务的外国人, 应按国家规定提供相关学历或技术(职业)资格证明文件;

(6) 审批机关规定的其他证明材料。

人力资源社会保障部门对入境短期工作事由明确、完整、合理, 且没有违反国家法律法规者, 发放许可证书及工作证明。

外国人入境完成工作任务的地点涉及两个或

三、前述の第一条、第二条第(一)、(二)、(三)、(五)項目に記載された人員の毎回の入国滞在期間が90日を超過する場合、『外国人の中国就業管理規定』に基づき関連手続を申請しなければならない。入国して季節性労務、短期労務に従事する場合は、関連規定に基づき執行する。

四、入国して短期の営業性公演を行う外国の文芸公演団体、個人は文化主管部門が発行した批准文書及び中国短期業務証明(以下略称、業務証明)を所持しなければならない; 入国してその他短期業務任務を完遂する場合、人力资源社会保障部門が発行した外国人就業許可証書(以下略称、許可証書)及び業務証明を所持しなければならない。業務証明登記項目には以下を含む: 所持人の国籍と姓名、業務内容、業務場所、業務期限、発行日等。

五、短期業務人員の入国業務の申請は以下手順に基づき行わなければならない:

(一) 業務許可の申請

1. 人力资源社会保障部門へ許可証書及び業務証明を申請する

域内協働者が外国人を招いて入国させ短期業務に従事させる予定がある場合、省級人力资源社会保障部門或いはその授權された地市级人力资源社会保障部門へ申請を提出し、あわせて以下証明資料を提出しなければならない:

(1) 域内協働者の登記証明、組織機構コード(全てコピー)

(2) 中外双方の協働協議書、プロジェクト契約等

(3) 入国予定の人員の略歴

(4) 有効なパスポート或いはその他国際旅行証書(コピー)

(5) 専門技術業務任務の完遂を申請する外国人は、国家规定に基づき関連する学歴或いは技術(職業)資格証明文書を提供しなければならない

(6) 審査批准機關が規定するその他証明資料

人力资源社会保障部門は短期業務で入国する理由が明確で、完全、合理的、かつ国家の法律法規に違反していない者に対して、許可証書及び業務証明を発行する。

外国人が入国して業務任務を完成させる場所が2つ或いはそれ以上の省級地区に関連する場合、域内協働者所在地の人力资源社会保障部門が関連手続を申請しなければな

以上省级地区的，应在境内合作方所在地的人力资源社会保障部门申请办理相关手续。各省级人力资源社会保障部门应在外国人入境前，将《外国人短期工作信息表》，以电子文档形式报送人力资源社会保障部。

2、申请文化主管部门批准文书及工作证明
外国文艺表演团体、个人拟入境进行营业性演出的，应当由演出举办单位向首次演出所在地文化主管部门提出申请，文化主管部门应当根据《营业性演出管理条例》及其实施细则的规定，自受理申请之日起20日内作出决定。批准的，发给批准文书，并注明“涉外营业性演出”；不予批准的，应当书面通知申请人并说明理由。其中，拟入境进行营业性演出的外国文艺表演团体、个人，在境内停留时间不超过90日的，文化主管部门为其出具工作证明。演出增加地已列入工作证明的，演出增加地文化主管部门不再另行出具工作证明。

演出所在地文化主管部门应在外国文艺表演团体、个人入境前，将《外国人演出信息表》通过涉外营业性演出审批信息公示系统报送文化部，文化部以电子文档形式抄送人力资源社会保障部。

入境进行营业性演出的外国文艺表演团体、个人，完成短期工作任务后，拟继续在境内进行短期营业性演出的，演出举办单位应重新向文化主管部门申请工作证明，但工作时间不超过停留或居留许可有效期。审批手续依照本程序中“申请文化主管部门批准文书及工作证明”的有关要求办理。

(二) 办理邀请函或邀请确认函

用人单位持许可证书及工作证明到注册地或所属被授权单位申请办理邀请函或邀请确认函。

演出举办单位持批准文书及工作证明到注册地或首次演出所在地省、自治区、直辖市人民政府外事部门，办理被授权单位邀请确认函。

らない。

各省級人力資源社会保障部門は外国人が入国する前に、『外国人短期業務情報表』を電子ファイル形式で人力資源社会保障部へ報告送付しなければならない。

2.文化主管部門へ批准文書及び業務証明を申請する
外国の文芸公演団体、個人が入国して営業性公演を行うことを予定している場合、公演の主催者は初回公演地の文化主管部門へ申請を提出しなければならず、文化主管部門は『営業性公演管理条例』及びその実施細則の規定に基づき、申請を受理した日から20日以内に決定を出さなければならない。批准する場合、批准文書を発行し、あわせて“涉外営業性公演”と明記する；批准しない場合、申請人に書面で通知しあわせて理由を説明しなければならない。その内、入国して営業性公演を予定している外国の文芸公演団体、個人は、域内滞在期間が90日を超過しない場合、文化主管部門はその業務証明を発行する。追加公演の場所が既に業務証明に追加されている場合、追加公演場所の文化主管部門は再度業務証明を発行しない。

公演場所の文化主管部門は、外国の文芸公演団体、個人が入国する前に、『外国人公演情報表』を涉外営業性公演審査批准情報公示システムを通して文化部へ報告送付し、文化部は電子ファイル形式で人力资源社会保障部へ写しを送付しなければならない。

入国して営業性公演を行う外国の文芸公演団体、個人は、短期業務任務完遂後、引続き域内で短期営業性公演を予定している場合、公演の主催者は再度文化主管部門へ業務証明を申請しなければならないが、業務期間は滞在期間或いは居留許可期間を超えない。審査批准手続は本手順内の“文化主管部門批准文書及び業務証明の申請”の関連要求に基づき取り扱う。

(二) 招聘状或いは招聘確認状の手続き

雇用主は、許可証書及び業務証明を持参して登記地或いは所属する被授權機関で招聘状或いは招聘確認状の手続きを申請する。

公演の主催者は批准文書及び業務証明を持参して登記地或いは初回公演地の省、自治区、直辖市人民政府外事部門で、被授權機関の招聘確認状手続を行う。

<p>(三) 申請 Z 字签证</p> <p>获准入境完成短期工作任务的外国人，应到中国驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机关（以下简称驻外签证机关）申请 Z 字签证。申请人应提供以下证明材料：</p> <p>(1) 许可证书（批准文书）和工作证明的原件及复印件；</p> <p>(2) 被授权单位邀请函或邀请确认函；</p> <p>(3) 本人护照或者其他国际旅行证件的原件及复印件；</p> <p>(4) 驻外签证机关要求的其他材料。</p> <p>驻外签证机关对许可证书（批准文书）原件和工作证明原件进行核验，留存复印件。对于工作证明中工作期限不超过 30 日的，驻外签证机关均签发停留期为 30 日的签证，同时在备注栏做双语备注“工作时间不得超出工作证明所注期限 Allowed to work only within the period of time indicated in the approval ”；对于工作证明中工作期限超过 30 日的，签证备注栏中应注明入境后 30 日内办理居留手续。</p> <p>与中国有互免签证协议国家人员，入境完成短期工作任务的，需在入境前获得工作证明，并持上述材料到我国驻外签证机关申请 Z 字签证。</p> <p>(四) 办理工作类居留证件</p> <p>工作期限不超过 30 日的短期工作人员，按工作证明上注明的工作期限工作，并在 Z 字签证中注明的停留期停留。工作期限超过 30 日的短期工作人员，按工作证明上注明的工作期限工作，并持工作证明、Z 字签证等证明材料到公安机关办理停留期为 90 日的工作类居留证件。其中，外国文艺表演团体、个人可持工作证明和 Z 字签证等证明材料到演出举办单位注册地或首次演出所在地公安机关办理居留手续。已取得居留证件的外国演员在国内其他演出地演出，不再重复办理居留手续。</p>	<p>(三) Z ビザの申請</p> <p>許可を得て入国し短期業務任務を完遂する外国人は、中国の駐在大使館、領事館或いは外交部が委託したその他駐外機関(以下略称、駐外ビザ発行機関)で Z ビザを申請しなければならない。申請人は以下証明資料を提出しなければならない：</p> <p>(1) 許可証書(批准文書)と業務証明の原本及びコピー</p> <p>(2) 被授權機関の招聘状或いは招聘確認状</p> <p>(3) 本人のパスポート或いはその他国際旅行証書の原本とコピー</p> <p>(4) 駐外ビザ発行機関が要求するその他資料</p> <p>駐外ビザ発行機関は許可証書(批准文書)原本と業務証明原本に対して検査を行い、コピーを保存する。業務証明書内の業務期間が 30 日を超過しない場合、駐外ビザ発行機関は滞在期間 30 日のビザを発行し、同時に備考欄に二ヶ国語で“工作时间不得超出工作证明所注期限 Allowed to work only within the period of time indicated in the approval ”と注記する；業務証明書内の業務期間が 30 日を超過する場合、ビザの備考欄に入国後 30 日以内に居留手続を行うことを明記しなければならない。</p> <p>中国とビザ相互免除協定のある国の人員が、入国して短期業務任務を完遂する場合、入国前に業務証明を取得し、あわせて上述の資料を持って中国の駐外ビザ発行機関へ Z ビザを申請しなければならない。</p> <p>(四) 就業用居留証の手続き</p> <p>業務期間が 30 日を超過しない短期業務人員は、業務証明書に明記された業務期間に基づき業務を行い、あわせて Z ビザに明記された滞在期間に滞在する。業務期間が 30 日を超過する短期業務人員は、業務証明書に明記された業務期間に基づき業務を行い、あわせて業務証明、Z ビザ等の証明資料を持参して公安機関で滞在期間 90 日の就業用居留証の手続きを行う。その内、外国の文芸公演団体、個人は業務証明と Z ビザ等の証明資料を持参して公演の主催者の登記地或いは初回公演地の公安機関で居留手続を行うことができる。既に居留証を取得した外国人出演者が国内のその他公演地で公演する場合、再度居留手続は行わない。</p>
--	---

<p>六、其他事項</p> <p>(一) 获得批准文书和工作证明的外国人取消工作任务未入境的, 演出举办单位应及时函告文化主管部门; 获得许可证书和工作证明的外国人取消工作任务未入境的, 境内合作方应及时函告人力资源社会保障部门审批机关。</p> <p>(二) 外国人入境完成短期工作任务, 其工作期限不得超出工作证明所注期限, 工作证明到期后不延期。</p> <p>持工作证明的外国人完成短期工作任务后, 若其居留许可在有效期内, 拟被境内用人单位聘用的, 可按《外国人在中国就业管理规定》的有关程序在境内办理相关手续。</p> <p>附件: 外国人在中国短期工作证明(中英文样式)</p>	<p>六、その他事項</p> <p>(一) 批准文書と業務証明を取得した外国人が業務任務を取消して入国しない場合、公演の主催者は遅滞無く文化主管部門へ通知しなければならない; 許可証書と業務証明を取得した外国人が業務任務を取消して入国しない場合、域内協働者は遅滞無く人力资源社会保障部門の審査批准機関へ書面で通知しなければならない。</p> <p>(二) 外国人が入国して短期業務任務を完遂する場合、その業務期間は業務証明に明記された期間を超過してはならず、業務証明の期限到来後は延長しない。</p> <p>業務証明を所持する外国人が短期業務任務完遂後に、その居留許可期間内において、域内雇用主に任用される予定の場合、『外国人の中国就業管理規定』の関連手順に基づき域内で関連手続を行うことができる。</p> <p>附属資料: 外国人の中国短期業務証明(中英文書式) (注: 附属資料略)</p>
--	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259